

京都市環境影響評価等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年1月9日京都市条例第40号）（環境政策局環境企画部環境管理課）

本市においては、環境影響評価法（以下「法」といいます。）の施行（平成11年6月12日）に合わせて京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」といいます。）を制定し、事業者に環境影響評価（環境アセスメント）の実施を義務付けてきました。

また、平成16年10月には、本市が独自に京都市計画段階環境影響評価要綱を策定し、本市が行う事業について、計画の立案の段階において、環境の保全のために配慮すべき事項についての検討（以下「計画段階環境配慮」といいます。）を行ってきました。

今般、平成23年4月に法の一部を改正する法律が制定され、環境影響評価に関する手続の前に計画段階環境配慮に関する手続が新たに設けられたほか、事業者が作成する文書のインターネットによる公表、環境影響評価を行う方法等について記載した文書（以下「方法書」といいます。）の内容を周知させるための説明会の開催等が、事業者にも義務付けられることとなりました（平成25年4月1日施行予定）。

こうしたことから、条例と法の手続との整合を図るとともに、本市の健全で恵み豊かな環境の保全について、より一層適正な配慮がなされ、環境への影響をできる限り少なくするために、法の対象事業より規模が小さい事業についても、本市独自に計画段階環境配慮に関する手続を義務付けるなど、環境影響評価制度の充実、強化を図るための手続等を定めることとしました。

## 1 対象事業の細分化

法では、本市の環境に与える影響が著しいものとなるおそれのある大規模な事業を、規模に応じて、第一種事業及び第二種事業として規定しており、本市では、それより規模が小さい事業を環境影響評価の対象としてきましたが、対象事業を中規模の事業（以下「第1類事業」といいます。）と第1類事業に準じる小規模の事業（以下「第2類事業」といいます。）とに細分化し、規模に応じた手続を義務付けることとします。

法に規定する第一種事業及び第二種事業並びに条例に規定する第1類事業については、事業規模が大きく、事業実施に伴う環境への慎重な配慮を求める必要があることから計画段階環境配慮及び環境影響評価に関する手続等を義務付けますが、条例に規定する第2類事業については、事業者への負担等を考慮し、条例に定める手続のうち、計画段階環境配慮に関する手続のみを義務付けることとします。

## 2 計画段階環境配慮に関する手続の新設

### (1) 計画段階環境配慮

事業者は、計画段階環境配慮を行わなければならないこととします。

### (2) 配慮書案の提出等

事業者は、計画段階環境配慮を行い、その結果等を記載した配慮書案を作成し、市長に提出しなければならないこととします。

### (3) 配慮書案の公表等の措置

ア 市長は、配慮書案の提出があったときは、速やかに公告し、縦覧に供するとともに、インターネットを利用して公表しなければならないこととします。

イ 第1類事業を実施しようとする事業者（以下「第1類事業者」といいます。）は、配慮書案の記載事項を周知させるための説明会の開催等の措置を採らなければならないこととします。

ウ 配慮書案について環境配慮の観点からの意見を有する者は、市長に意見書を提出することができることとします。

エ 事業者は、ウの意見書に対する事業者の見解を記載した書類を市長に提出しなければならないこととします。

オ 市長は、事業者に対し、配慮書案についての環境配慮の観点からの意見を書面により述べなければならないこととします。

### (4) 配慮書の提出等

ア 事業者は、市長の意見を勘案するとともに、(3)ウの意見を考慮し、配慮書案に

掲げる事項について検討した結果を反映させた配慮書を作成し、市長に提出しなければならないこととします。

イ 市長は、配慮書の提出があったときは、速やかに公告し、縦覧に供するとともに、インターネットを利用して公表しなければならないこととします。

(5) 第2類事業の実施の制限

第2類事業を実施しようとする事業者は、市長が配慮書の公告を行うまでは、第2類事業を実施してはならないこととします。

なお、第1類事業者は、計画段階環境配慮及び環境影響評価を行った後、市長が評価書（環境影響評価の方法やその結果等について市民等の意見を反映した文書をいいます。）の公告を行うまでは、第1類事業を実施してはならないこととしています。

3 環境影響評価及び事後調査に関する手続の追加

(1) 文書のインターネットの利用による公表

ア 市長は、第1類事業者に提出を義務付けている文書を公告する際には、併せてインターネットを利用して公表しなければならないこととします。

イ 第1類事業者は、アの文書について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととします。

(2) 方法書説明会

第1類事業者は、方法書の内容を周知させるための説明会を開催しなければならないこととします。

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

京都市環境影響評価等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年1月9日

京都市長 門川大作

京都市条例第40号

京都市環境影響評価等に関する条例の一部を改正する条例

京都市環境影響評価等に関する条例の一部を次のように改正する。

「第2章 準備書の作成前の手続

第1節 事前配慮(第6条・第7条)

第2節 技術指針(第8条)

第3節 方法書の作成等(第9条~第12条)

第4節 方法書についての市長の意見(第1

第5節 環境影響評価の実施等(第14条・

目次中「第5条」を「第6条」に、

「第2章 方法書の作成前の手続

第1節 計画段階環境配慮の実施(第7条)

第2節 配慮書案の作成等(第8条~第12条)

第3節 配慮書案についての市長の意見(第13条)

第4節 配慮書の作成等(第14条・第15条)

) を 第5節 第2類事業の実施の制限(第16条) に、  
3条)

第3章 準備書の作成前の手続

第15条)」 第1節 方法書の作成等(第17条~第21条)

第2節 方法書についての市長の意見(第22条)

第3節 環境影響評価の実施等(第23条・第24条)」

「第3章」を「第4章」に、「第16条~第20条」を「第25条~第29条」に、「第21条・第22条」を「第30条・第31条」に、「第23条」を「第32条」に、「第4章」を「第5章」に、「第24条・第25条」を「第33条・第34条」に、「第5章」を「第6章」に、「第26条・第27条」を「第35条・第36条」に、「第6章」を「第7章」に、「第28条~第31条」を「第37条~第40条」に、「第32条~第35条」を「第41条~第44条」に、「第7章」を「第8章」に、「第36条~第38条」を「第45条~第58条」に、「第8章」を「第9章」に、「第39条~第42条」を「第59条~第62条」に、「第9章」を「第10章」に、「第43条~第49条」を「第63条

～第69条」に改める。

第1条中「事前配慮」を「計画段階環境配慮」に改める。

第2条第2号から第5号までを次のように改める。

- (2) 第1類事業 別表に掲げる事業のいずれかに該当する事業であって、規模（形状が変更される部分の土地の面積，新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。）が大きく，環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして別に定めるもの（環境影響評価法（以下「法」という。）第2条第2項に規定する第一種事業（以下「第一種事業」という。）及び同条第3項に規定する第二種事業（以下「第二種事業」という。）を除く。）をいう。
- (3) 第2類事業 別表に掲げる事業のいずれかに該当する事業であって，第1類事業に準じる規模を有するものとして別に定めるもの又は別に定める地域で実施するもの（いずれも第一種事業，第二種事業及び第1類事業を除く。）をいう。
- (4) 対象事業 第1類事業又は第2類事業をいう。
- (5) 法対象事業 法第2条第4項に規定する対象事業をいう。

第2条に次の3号を加える。

- (6) 事業者 対象事業を実施しようとし，又は実施している者（委託に係る対象事業にあっては，その委託をしようとし，又はその委託をしている者）をいう。
- (7) 計画段階環境配慮 対象事業に係る計画の立案の段階において，1又は2以上の当該対象事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階環境配慮事項」という。）について検討することをいう。
- (8) 事後調査 第1類事業に係る事業者（以下「第1類事業者」という。）が対象事業に係る工事に着手した後に，当該対象事業の実施による環境影響について調査することをいう。

第2条に次の1項を加える。

- 2 法対象事業に該当しないこととなった第二種事業であって，前項第2号の事業の種類及び規模等の要件を満たすものについては，第1類事業とみなし，第3章から第10章まで（第47条から第58条までを除く。）の規定を適用する。

第49条を第69条とし、第48条を第68条とし、第47条を第67条とする。

第46条中「関係地域」を「事業実施想定区域、方法書関係地域又は準備書関係地域」に改め、同条を第66条とする。

第45条第2項中「第35条第2項」を「第44条第2項」に改め、同条を第65条とする。

第44条を第64条とし、第43条を第63条とする。

第9章を第10章とする。

第8章中第42条を第62条とし、第41条を第61条とし、第40条を第60条とする。

第39条中「事前配慮指針及び」を削り、「並びに」の右に「配慮書案、」を加え、同条を第59条とする。

第8章を第9章とする。

第38条を削る。

第37条中「事前配慮」を「計画段階環境配慮」に改め、同条を第46条とし、第7章中同条の次に次の12条を加える。

(第一種事業等に係る計画段階環境配慮等に関する規定の準用)

第47条 第6条(第2項第2号から第4号までを除く。)、第2章(第5節を除く。)、第45条、前条、第65条第1項及び第67条の規定は、第一種事業及び第二種事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条第1項	環境影響評価等及び第50条第1項に規定する供用後事後調査	第一種事業又は第二種事業(以下「第一種事業等」という。)に係る計画段階環境配慮(事業者(第一種事業等を実施しようとし、又は実施している者(委託に係る第一種事業等にあつては、その委託をしようとし、又はその委託をしている者)をいう。以下同じ。)が第一種事業等に係る計画の立案の段階において、1又は2以上の当該第一種事業等の実施が想定される区域(以下「事業実施想定区域」という。)における当該第一種事業等に係る環境の保全のために配慮すべき事項(以下「計画段階環境配慮事項」という。)について検討すること
--------	------------------------------	--

		をいう。以下同じ。)
第6条第6項	環境影響 評価等及 び第50 条第1項 に規定す る供用後 事後調査	計画段階環境配慮
第7条	対象事業	第一種事業等
	行わなけ ればなら ない	行わなければならない。ただし、当該事業者が法第3 条の2第1項又は第3条の10第1項の規定により検 討を行った場合その他別に定める場合は、この限りでな い
第8条各号列 記以外の部分	行った	行い、又は法第3条の2第1項若しくは第3条の10 第1項の規定により検討を行った
第8条第2号	対象事業	第一種事業等
第8条第3号	対象事業	第一種事業等
第10条第1 項	第1類事 業者	事業者
第10条第2 項	第1類事 業者	事業者
第10条第3 項	第1類事 業者	事業者
第14条	配慮書	配慮書（法第3条の3第1項の規定に基づく配慮書 を含む。以下同じ。）
第45条第1 項	対象事業	第一種事業等
	環境影響 評価等	計画段階環境配慮

第45条第2項	対象事業	第一種事業等
	環境影響評価等	計画段階環境配慮
第46条	対象事業	第一種事業等
	及び環境影響評価その他の手続を経る	その他の手続を行う
第65条第1項	環境影響評価等	計画段階環境配慮
	対象事業	第一種事業等
第67条	環境影響評価等	計画段階環境配慮

(法対象事業に係る方法書についての市長の意見)

第48条 市長は、法第10条第2項の規定により意見を述べたときは、速やかに、その旨その他別に定める事項を公告し、当該意見を記載した書面を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、別に定めるところにより、インターネットを利用して公表しなければならない。

(法対象事業に係る公聴会の開催及び公聴会記録書の作成等)

第49条 市長は、法第15条の規定により送付を受けた準備書について環境の保全の見地からの意見を聴くため、公聴会を開催しなければならない。ただし、第3項の規定による届出がないときは、この限りでない。

2 市長は、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ、日時、場所その他別に定める事項を公告しなければならない。

3 第1項の意見を述べようとする者は、法第16条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、その旨を市長に届け出なければならない。



4 市長は、公聴会の終了後速やかに、公聴会記録書を作成し、その写しを第1項の準備書を作成した者及び京都府知事に送付しなければならない。

( 供用後事後調査計画書の作成等 )

第50条 法第38条の2第1項の規定により報告書を作成した者(以下「移行事業者」という。)は、法対象事業に係る工事が完了した後、当該法対象事業に係る施設の供用による環境影響についての調査(以下「供用後事後調査」という。)を行うための計画書(以下「供用後事後調査計画書」という。)を作成しなければならない。

2 移行事業者は、供用後事後調査を実施しようとするときは、あらかじめ、供用後事後調査計画書を市長に提出するとともに、第4項の公告と同時に、当該供用後事後調査計画書をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

3 移行事業者は、次項の公告と同時に、法第27条の規定により公告した評価書をインターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めなければならない。

4 市長は、第2項の規定による供用後事後調査計画書の提出があったときは、速やかに、その旨その他別に定める事項を公告し、当該供用後事後調査計画書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、別に定めるところにより、インターネットを利用して公表しなければならない。

( 供用後事後調査の実施等 )

第51条 移行事業者は、技術指針及び供用後事後調査計画書に記載されているところにより、供用後事後調査を行わなければならない。

2 移行事業者は、供用後事後調査を行ったときは、速やかに供用後事後調査の結果を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

3 移行事業者は、次項の公告と同時に、前項の報告書をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

4 市長は、第2項の規定による報告書の提出があったときは、速やかに、その旨その他別に定める事項を公告し、当該報告書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、別に定めるところにより、インターネットを利用して公表しなければならない。

( 移行事業者に対する必要な措置の要請及び命令 )

第52条 市長は、前条第2項の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書の内容を審査し、法対象事業の実施による環境影響の程度が環境影響評価の結果に比して著しいものとなるおそれがあると認めるときは、移行事業者に対し、環境の保全のため

の必要な措置を採ることを要請することができる。

- 2 市長は、法対象事業の実施による環境影響の程度が環境影響評価の結果に比して著しいものとなるおそれがある場合において、人の生命若しくは身体に係る回復が困難な被害が生じ、又は環境の保全若しくは生物の多様性の保全に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、移行事業者に対し、必要な措置を採ることを命じることができる。  
(移行事業者に係る手続の併合等)

第53条 移行事業者は、相互に関連する2以上の法対象事業について、併せてこの条例の規定による供用後事後調査その他の手続を経ることができる。

- 2 2以上の移行事業者が1又は相互に関連する2以上の法対象事業に係る供用後事後調査を実施しようとするときは、当該2以上の移行事業者は、当該2以上の移行事業者のうちからこの条例の規定による供用後事後調査その他の手続を行う1の移行事業者(以下「代表移行事業者」という。)を定め、代表移行事業者に当該1又は相互に関連する2以上の法対象事業に係るこの条例の規定による供用後事後調査その他の手続を併せて行わせることができる。この場合において、代表移行事業者が行った供用後事後調査その他の手続は当該2以上の移行事業者が行ったものとみなし、代表移行事業者について行われた供用後事後調査その他の手続は当該2以上の移行事業者について行われたものとみなす。

(報告又は資料の提出)

第54条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、移行事業者に対し、法対象事業に係る供用後事後調査の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第55条 市長は、供用後事後調査の実施の状況を把握するため、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、法第5条第1項第3号に規定する対象事業実施区域及びその周辺の土地に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業者に対する勧告)

第56条 市長は、移行事業者がこの条例の規定に違反して供用後事後調査の全部又は一部を行わないため、法対象事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することができないと認めるときは、その者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(他の府県及び市町村との協議)

第57条 市長は、法第15条に規定する関係地域が他の市町村の区域にわたるときは、供用後事後調査その他の手続について、当該市町村の長及び当該市町村を包括する府県の知事と協議しなければならない。

(技術開発)

第58条 市長は、供用後事後調査に必要な技術の向上を図るため、当該技術の研究及び開発の推進に努めなければならない。

第36条を第45条とする。

第7章を第8章とする。

第35条第1項中「事業者」を「第1類事業者」に改め、同条第2項中「保全」の右に「若しくは生物の多様性の保全」を加え、第6章第2節中同条を第44条とする。

第34条第1項及び第2項中「事業者」を「第1類事業者」に改め、同条第3項中「前項」を「第2項」に、「供しなければ」を「供するとともに、別に定めるところにより、インターネットを利用して公表しなければ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1類事業者は、次項の公告と同時に、前項の報告書をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第34条を第43条とする。

第33条第1項中「事業者」を「第1類事業者」に改め、同条第2項中「供しなければ」を「供するとともに、別に定めるところにより、インターネットを利用して公表しなければ」に改め、同条第3項から第5項までを次のように改める。

3 第1類事業者は、前項の公告と同時に、第1項の事後調査計画書をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

4 第1類事業者は、対象事業に係る工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

5 第1類事業者は、第34条の規定による公告(第38条第1項に規定する計画段階環境配慮及び環境影響評価その他の手続を経ることとしたときは、当該手続を経た後に行われるものに限る。)が行われてから対象事業に係る工事が完了するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 対象事業を実施しないこととしたとき。

(2) 第17条第1号に掲げる事項を変更したとき(第37条第4項に該当する場合を除く。 )。

(3) 第17条第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。

第33条に次の1項を加える。

6 市長は、前2項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を公告しなければならない。

第33条を第42条とする。

第32条中「事業者」を「第1類事業者」に改め、同条を第41条とする。

第31条中「事業者」を「第1類事業者」に改め、第6章第1節中同条を第40条とする。

第30条第2項中「又は承認」を「、承認又は認定」に改め、同条を第39条とする。

第29条第1項中「第25条」を「第34条」に、「第16条第5号」を「第25条第5号」に、「及び第9条から第25条まで又は第14条から第25条まで」を「から第34条まで又は第23条から第34条まで」に、「事前配慮」を「計画段階環境配慮」に、「事業者」を「第1類事業者」に改め、同条第2項中「事業者」を「第1類事業者」に改め、同条第3項中「事業者」を「第1類事業者」に、「事前配慮」を「計画段階環境配慮」に改め、同条第4項前段中「第26条」を「第35条」に、「事前配慮」を「計画段階環境配慮」に改め、同項後段中「事前配慮」を「計画段階環境配慮」に改め、同条を第38条とする。

第28条第1項中「事業者」を「第1類事業者」に、「第25条」を「第34条」に、「第24条第1項」を「第33条第1項」に、「第26条」を「第35条」に改め、同条第2項中「事業者」を「第1類事業者」に、「第25条」を「第34条」に、「第9条第2号」を「第17条第2号」に、「事前配慮」を「計画段階環境配慮」に改め、同条第3

項前段中「第25条」を「第34条」に、「第9条第2号」を「第17条第2号」に、「事前配慮」を「計画段階環境配慮」に、「事業者」を「第1類事業者」に改め、同項後段中「事前配慮」を「計画段階環境配慮」に改め、同条第4項中「事業者」を「第1類事業者」に、「第25条」を「第34条」に改め、同条を第37条とする。

第6章を第7章とする。

第27条第1項各号列記以外の部分中「事業者」を「第1類事業者」に、「第10条第1項」を「第18条第1項」に、「第25条」を「第34条」に改め、同項第2号中「第9条第2号」を「第17条第2号」に改め、同条第3項中「事業者」を「第1類事業者」に、「事前配慮」を「計画段階環境配慮」に改め、第5章中同条を第36条とする。

第26条の見出し中「事前配慮」を「計画段階環境配慮」に改め、同条本文中「事業者」を「第1類事業者」に、「第10条第1項」を「第18条第1項」に、「第9条第2号」を「第17条第2号」に、「第24条第1項」を「第33条第1項」に改め、「及び第9条」を削り、「事前配慮」を「計画段階環境配慮」に改め、同条を第35条とする。

第5章を第6章とする。

第25条中「供しなければ」を「供するとともに、別に定めるところにより、インターネットを利用して公表しなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第1類事業者は、前項の公告と同時に、同項の評価書及び評価書要約書をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第4章中第25条を第34条とする。

第24条第1項各号列記以外の部分中「事業者」を「第1類事業者」に、「第19条第1項」を「第28条第1項」に、「第21条第1項」を「第30条第1項」に改め、同項第1号中「第9条第2号」を「第17条第2号」に改め、「及び第9条」を削り、「事前配慮」を「計画段階環境配慮」に改め、同項第2号中「第16条第4号」を「第25条第4号」に改め、同条第2項中「事業者」を「第1類事業者」に、「第10条第1項」を「第18条第1項」に、「第9条第1号」を「第17条第1号」に、「第16条第2号」を「第25条第2号」に、「第27条第1項第3号」を「第36条第1項第3号」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「事業者」を「第1類事業者」に改め、同項第1号中「第16条各号」を「第25条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項」を「第28条第1項」に改め、同項第5号中「事業者」を「第1類事業者」に改め、同条を第33条とする。

第4章を第5章とする。

第23条第1項中「第19条第1項」を「第28条第1項」に、「第21条第1項」を「第30条第1項」に、「第20条」を「第29条」に、「第17条」を「第26条」に、「事業者」を「第1類事業者」に改め、同条第2項中「第6条第3項」を「第6条第4項」に改め、第3章第3節中同条を第32条とする。

第22条中「事業者」を「第1類事業者」に改め、第3章第2節中同条を第31条とする。

第21条第3項中「第17条」を「第26条」に改め、同条第4項中「事業者」を「第1類事業者」に改め、同条を第30条とする。

第20条中「事業者」を「第1類事業者」に改め、「記載された意見」の右に「（環境の保全の見地からのものに限る。）」を加え、第3章第1節中同条を第29条とする。

第19条第1項中「第17条」を「第26条」に改め、同条第2項中「事業者」を「第1類事業者」に改め、同条を第28条とする。

第18条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第1項前段中「事業者」を「第1類事業者」に、「関係地域」を「準備書関係地域」に、「説明会」を「準備書説明会」に改め、同項後段中「関係地域」を「準備書関係地域」に、「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第2項中「事業者」を「第1類事業者」に、「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第3項前段中「事業者」を「第1類事業者」に、「した説明会」を「した準備書説明会」に、「当該説明会」を「当該準備書説明会」に改め、同項後段中「事業者」を「第1類事業者」に、「関係地域」を「準備書関係地域」に改め、同条第4項中「事業者」を「第1類事業者」に、「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条を第27条とする。

第17条中「第11条第1項」を「第20条第1項」に、「第13条第1項」を「第22条第1項」に、「第15条」を「第24条」に、「第10条第1項の地域」を「方法書関係地域」に、「関係地域」を「準備書関係地域」に、「供しなければ」を「供するとともに、別に定めるところにより、インターネットを利用して公表しなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第1類事業者は、前項の公告と同時に、同項の準備書及び準備書要約書をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第17条を第26条とする。

第16条各号列記以外の部分中「事業者」を「第1類事業者」に改め、同条第1号中「第9条第1号」を「第17条第1号」に、「第5号」の右に「から第8号まで」を加え、同条第2号中「第11条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条第3号中「第13条第1項」を「第22条第1項」に改め、同条第4号中「事業者」を「第1類事業者」に改め、同条第7号中「事前配慮」を「計画段階環境配慮」に改め、同条を第25条とする。

第3章を第4章とする。

第2章を削る。

第1章中第5条の次に次の1条を加える。

(技術指針の策定等)

第6条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、環境影響評価等及び第50条第1項に規定する供用後事後調査を適切かつ円滑に行うために必要であると認められる技術上の指針(以下「技術指針」という。)を定めなければならない。

2 技術指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画段階環境配慮事項の選定並びに当該計画段階環境配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針
- (2) 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針
- (3) 環境の保全のための措置に関する指針
- (4) 事後調査及び第50条第1項に規定する供用後事後調査の計画に関する指針

3 技術指針については、常に適正な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 市長は、技術指針を定め、又は改定しようとするときは、あらかじめ、第59条に規定する審査会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、技術指針を定め、又は改定したときは、速やかにこれを告示しなければならない。

6 環境影響評価等及び第50条第1項に規定する供用後事後調査は、技術指針に従って行わなければならない。

第1章の次に次の2章を加える。

第2章 方法書の作成前の手続

第1節 計画段階環境配慮の実施

第7条 事業者は、対象事業に係る計画の立案の段階において、事業実施想定区域における当該対象事業に係る計画段階環境配慮を行わなければならない。

## 第2節 配慮書案の作成等

( 配慮書案の作成及び提出 )

第8条 事業者は、前条の規定により計画段階環境配慮を行った後、次に掲げる事項を記載した配慮書案を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の目的及び内容
- (3) 対象事業の計画を立案した経緯
- (4) 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- (5) 計画段階環境配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの

( 配慮書案の公告、縦覧等 )

第9条 市長は、前条の規定による配慮書案の提出があつたときは、速やかに、配慮書案が提出された旨その他別に定める事項を公告し、当該配慮書案を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、別に定めるところにより、インターネットを利用して公表しなければならない。

2 事業者は、前項の公告と同時に、同項の配慮書案をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

( 配慮書案説明会の開催等 )

第10条 第1類事業者は、前条第1項の縦覧期間内に、本市の区域内において、配慮書案の記載事項を周知させるための説明会を開催し、又は別に定める必要な措置（以下「配慮書案説明措置」という。）を採らなければならない。

2 第1類事業者は、前項の規定により説明会を開催し、又は配慮書案説明措置を実施しようとするときは、その内容についてあらかじめ市長に届け出るとともに、別に定めるところにより、当該内容を公示しなければならない。

3 第1類事業者は、第1項の規定により説明会を開催し、又は配慮書案説明措置を実施したときは、速やかにその状況を市長に報告しなければならない。

( 配慮書案についての意見書の提出等 )

第11条 配慮書案について環境配慮の観点からの意見を有する者は、第9条第1項の縦覧期間内に、市長に意見書を提出することができる。



2 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、同項の期間を経過した後速やかに、当該意見書の写しを事業者に送付しなければならない。

( 配慮書案についての意見に対する見解書の提出 )

第 1 2 条 事業者は、前条第 2 項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、当該意見書に記載された意見（環境配慮の観点からのものに限る。）の概要及び当該意見に対する事業者の見解を記載した書類を市長に提出しなければならない。

#### 第 3 節 配慮書案についての市長の意見

第 1 3 条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、当該提出があった日から起算して 3 月（第 1 1 条第 1 項に規定する意見書の提出がない場合にあつては、第 9 条第 1 項の公告の日から起算して 4 月）以内に、事業者に対し、配慮書案について環境配慮の観点からの意見を書面により述べなければならない。

2 第 6 条第 4 項の規定は、前項の規定により市長が配慮書案について意見を述べる場合について準用する。

3 市長は、第 1 項の規定により意見を述べたときは、速やかに、その旨その他別に定める事項を公告し、前条に規定する書類及び同項の書面を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供しなければならない。

#### 第 4 節 配慮書の作成等

( 配慮書の作成及び提出 )

第 1 4 条 事業者は、前条第 1 項の意見を勘案するとともに、第 1 1 条第 1 項の意見に配慮して第 8 条各号に掲げる事項について検討した結果を反映させた配慮書を作成し、速やかに市長に提出しなければならない。

( 配慮書の公告、縦覧等 )

第 1 5 条 市長は、前条の規定による配慮書の提出があったときは、速やかに、配慮書が提出された旨その他別に定める事項を公告し、当該配慮書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供するとともに、別に定めるところにより、インターネットを利用して公表しなければならない。

2 事業者は、前項の公告と同時に、同項の配慮書をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

#### 第 5 節 第 2 類事業の実施の制限

第 1 6 条 第 2 類事業に係る事業者は、前条第 1 項の規定による公告が行われるまでは、

第2類事業を実施してはならない。

### 第3章 準備書の作成前の手続

#### 第1節 方法書の作成等

(方法書の作成及び提出)

第17条 第1類事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の目的及び内容
- (3) 対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況
- (4) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目に限る。）
- (5) 対象事業に係る計画段階環境配慮の内容
- (6) 第11条第1項の意見の概要
- (7) 第13条第1項の市長の意見
- (8) 前2号の意見に対する第1類事業者の見解

(方法書の公告、縦覧等)

第18条 市長は、前条の規定による方法書の提出があったときは、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下「方法書関係地域」という。）を定めるとともに、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、速やかに、方法書が提出された旨その他別に定める事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、別に定めるところにより、インターネットを利用して公表しなければならない。

2 第1類事業者は、前項の公告と同時に、同項の方法書をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(方法書説明会の開催等)

第19条 第1類事業者は、前条第1項の縦覧期間内に、方法書関係地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、方法書関係地域内に方法書説明会を開催する適

当な場所がないときは、方法書関係地域以外の地域において開催することができる。

- 2 第1類事業者は、方法書説明会を開催しようとするときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、その旨を市長に届け出るとともに、別に定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公示しなければならない。
- 3 第1類事業者は、その責めに帰することができない事由であって別に定めるものにより、前項の規定による公示をした方法書説明会を開催することができない場合には、方法書説明会を開催することを要しない。この場合において、第1類事業者は、前条第1項の縦覧期間内に、方法書を要約した書類の提供その他の方法により、方法書関係地域内において、方法書の記載事項を周知させるように努めなければならない。
- 4 第1類事業者は、方法書説明会を開催したときはその状況を、方法書説明会を開催することができない場合において、方法書の記載事項を周知させるように努めたときはその旨を、速やかに市長に報告しなければならない。

(方法書についての意見書の提出等)

第20条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第18条第1項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長に意見書を提出することができる。

- 2 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、同項の期間を経過した後速やかに、当該意見書の写しを第1類事業者に送付しなければならない。

(方法書についての意見に対する見解書の提出)

第21条 第1類事業者は、前条第2項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、当該意見書に記載された意見(環境の保全の見地からのものに限る。)の概要及び当該意見に対する第1類事業者の見解を記載した書類を市長に提出しなければならない。

#### 第2節 方法書についての市長の意見

第22条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、当該提出があった日から起算して3月(第20条第1項に規定する意見書の提出がない場合にあっては、第18条第1項の公告の日から起算して5月)以内に、第1類事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べなければならない。

- 2 第6条第4項の規定は、前項の規定により市長が方法書について意見を述べる場合について準用する。

- 3 市長は、第1項の規定により意見を述べたときは、速やかに、その旨その他別に定める事項を公告し、前条に規定する書類及び同項の書面を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

### 第3節 環境影響評価の実施等

#### (環境影響評価の項目等の選定)

- 第23条 第1類事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第20条第1項の意見に配慮して第17条第4号に掲げる事項に検討を加え、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

#### (環境影響評価の実施)

- 第24条 第1類事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の京都市環境影響評価等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第1項第4号に規定する対象事業(以下「改正後の対象事業」という。)であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の京都市環境影響評価等に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第10条の規定による公告が行われたものについては、改正後の条例第2章の規定は、適用しない。
- 3 改正後の対象事業に該当する事業(施行日の前日において、改正前の条例第2条第2号に規定する対象事業に該当しないものに限る。)であって、次の各号のいずれかに該当するもの(第1号及び第2号に掲げるものにあつては、施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは軽微な変更その他の別に定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、改正後の条例第2章から第8章までの規定は、適用しない。
- (1) 施行日前に免許等(法律又は条例に基づく免許、特許、許可、認可、承認又は認定(改正後の条例第39条第1項の規定による許可等を除く。))をいう。)が与えられた事業
- (2) 施行日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計

## 画に定められた事業

(3) 施行日から起算して6月を経過する日までに工事に着手する事業

(4) 施行日から起算して6月を経過する日までに別に定める事業計画書が提出された改正後の条例第2条第1項第3号に規定する第2類事業に該当する事業

4 環境影響評価法第2条第2項に規定する第一種事業又は同条第3項に規定する第二種事業であって、施行日前に同法第7条の規定による公告が行われたものについては、改正後の条例第8章の規定は、適用しない。

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

(関係条例の一部改正)

6 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

第28条各号列記以外の部分中「第2条第2号」を「第2条第1項第4号」に改め、同条第2号中「第25条」を「第34条」に改める。

(環境政策局環境企画部環境管理課)